

伊勢崎市業務量調査及び業務改善支援業務委託 公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、「伊勢崎市業務量調査及び業務改善支援業務委託」に係る審査委員会（以下、「委員会」という。）の運営に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評価の実施を図り、透明性を確保した上で、適正に事業者を選考することを目的とする。

2 参加資格確認及び審査実施者

- (1) 提案事業者（以下「事業者」という。）が本公募型プロポーザルの参加資格を満たしているかの確認は事務局が行う。
- (2) 提出書類の内容及びプレゼンテーションの審査は、委員会が行う。

3 審査方法

評価基準に基づき委員会にて採点し、順位を決定する。合計点が最も高い事業者を委託契約の優先交渉権者とし、次順位以降の事業者は順次交渉権者とする。合計得点が同点の場合は、価格点が高い事業者を上位とする。

なお、一次審査の結果、最上位者と第二位者との得点差が、二次審査の満点を上回り、二次審査を実施しても順位が変動しないと合理的に認められる場合は、委員会の判断により二次審査を実施しないことがある。

4 審査内容

審査は書類審査及びプレゼンテーション審査により行い、いずれも「3 審査方法」に基づき行うものとする。

- (1) 書類審査は、提案書の内容に基づき委員会にて採点し、総得点上位3者をプレゼンテーション審査の対象とする。
- (2) プレゼンテーション審査は、事業者からのプレゼンテーション及び質疑応答の内容に基づき評価する。プレゼンテーションの時間は事業者1社あたり30分程度（発表20分以内、質疑応答10分程度）とし、準備時間は含まない。

5 審査結果

- (1) 書類審査の結果については、書類審査を実施したすべての事業者に通知する。
- (2) プレゼンテーション審査の結果は、プレゼンテーション審査を実施したすべての事業者に通知する。
- (3) 優先交渉事業者の会社名及び評点は、本市公式ホームページに掲載する。
- (4) 審査の経過、評価内容及び各委員の採点内容は公表しない。
- (5) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

以 上